

## 高知県建設業働き方改革等支援アドバイザー制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設業者の新技术開発や経営改善、働き方改革に向けた雇用環境改善などの様々な課題に対し、「建設業働き方改革等支援アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)の派遣等を行い、指導及び助言を通じて、建設業の活性化を支援することを目的とする。

### (指導・助言の対象となる団体等)

第2条 アドバイザーによる指導・助言の対象となる団体等(以下「事業主体」という。)は以下のとおりとする。

- (1) 県内に主たる事務所を置く建設業者(建設業法に基づく建設業許可を受けた者に限る)
- (2) 県内に主たる事務所を置く建設業者(建設業法に基づく建設業許可を受けた者に限る)と他の企業等が共同で建設業に係る新技术開発等を行っている場合で、知事が適当と認める場合は、その共同体
- (3) 建設業者及びその関連事業者によって構成される高知県の区域を単位とする一般社団法人及び公益社団法人

### (指導・助言の種類)

第3条 アドバイザーによる指導・助言の種類は、以下のとおりとする。また、その内容は建設業に係る、生産性向上、新技术開発、経営戦略、経営管理、人材確保、時間外労働縮減や社会保険等の加入促進など働き方改革に向けた雇用環境改善等とする。

- (1) 事業実施場所(事業主体の拠点、イベント会場等)における指導・助言
- (2) アドバイザーの拠点(勤務地・自宅等)における指導・助言

### (指導・助言の回数)

第4条 1申請内容あたりの指導・助言は、原則として、3人・回を限度とする。事業の進捗状況により回数の追加が必要であり、変更の申請が認められた場合はこの限りではない。また、1回あたりの指導・助言日数は1日間とする。

### (アドバイザーへの謝金額)

第5条 アドバイザーへの謝金の額は、第3条で定めた指導・助言の種類により次に定める額とする。ただし、1日の指導・助言時間が4時間に満たない場合や、次の金額によりがたい場合は、別途協議する。

- (1) 第3条(1)該当の場合  
50,000円/日以内と、県の旅費規程に基づき算定して旅費相当額の合算額
- (2) 第3条(2)該当の場合  
30,000円/日以内

(指導・助言の申請)

第6条 アドバイザーによる指導・助言を受けようとする事業主体は、指導・助言を受けようとする日の14日前までに、別記様式第1号による申請書を土木政策課長に提出するものとする。

(指導・助言の決定及び通知)

第7条 土木政策課長は、前条の申請があったときは、指導・助言の可否を決定し、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

(指導・助言の変更及び中止)

第8条 前条の規定により指導・助言の決定を受けた申請者は、その活動を中止しようとするとき、又は以下の各号に該当するときは、原則として変更(中止)をしようとする日の14日前までに、別記様式第3号による変更(中止)申請書を土木政策課長に提出するものとする。

- (1) アドバイザーの変更
- (2) 指導・助言回数の変更
- (3) 指導・助言内容の大幅な変更

(変更(中止)の決定及び通知)

第9条 土木政策課長は、前条の申請があったときは、指導・助言の変更(中止)の可否を決定し、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

(申請者からの報告)

第10条 申請者は、指導・助言を受けた日から14日以内、又は3月末日(3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)のいずれか早い日までに、別記様式第4号により指導・助言内容報告書を土木政策課長に提出するものとする。

(謝金の支払い)

第11条 土木政策課長は、前条に規定する報告書を受理したのち、速やかに内容を確認し、適正と判断された場合はアドバイザーに対して謝金を支払うものとする。

(秘密の保持)

第12条 アドバイザーは、秘密の保持のため以下の各号を順守するものとする。

- (1) 活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 秘密保持を誓約する書面を事前に知事へ提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。